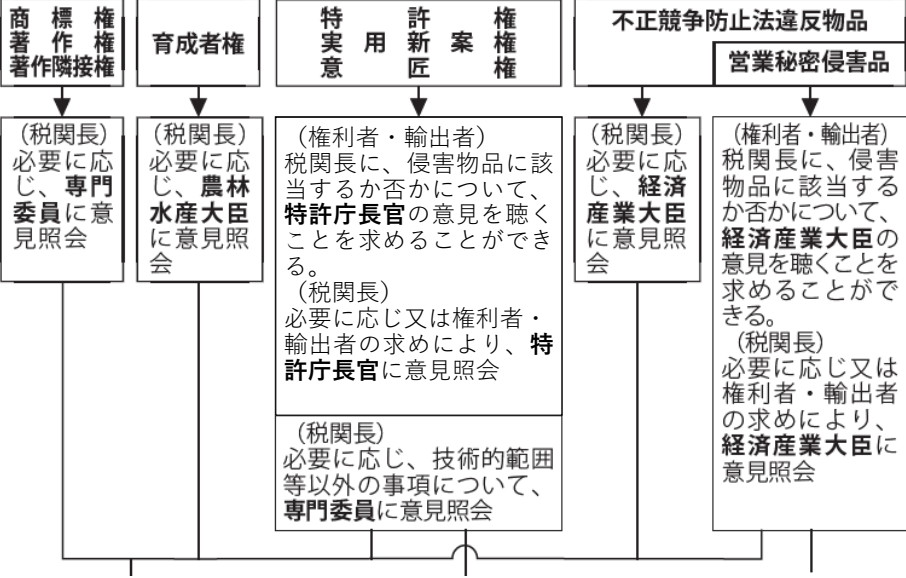
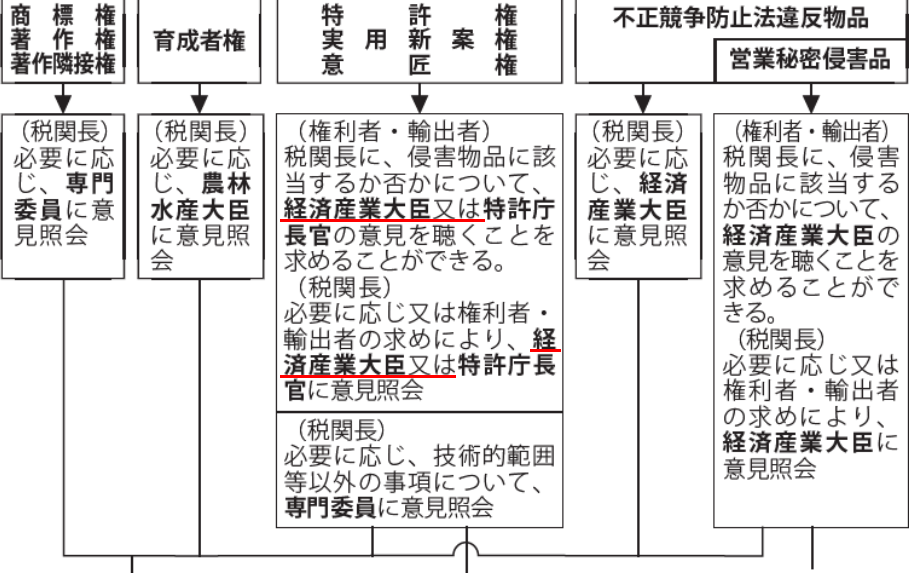


頁	新	旧
82	Check! 外国貿易船等に積み込んだ状態で行う輸出申告の参照条文を一部変更	
	<p>Check! 外国貿易船等に積み込んだ状態で行う輸出申告</p> <p>通常の輸出者と異なり、特定輸出者、特定委託輸出者又は特定製造貨物輸出者が特定輸出申告、特定委託輸出申告又は特定製造貨物輸出申告をする貨物については、『本船扱い』及び『ふ中扱い』につき税関長の承認を受けることなく——『本船扱い』及び『ふ中扱い』の手續を要することなく——特定輸出申告、特定委託輸出申告又は特定製造貨物輸出申告をすることができる《関法第 67 条の 2 第 2 項、第 67 条の 3 第 1 項、関法基本通達 67 の 2-1 なお書》。</p>	<p>Check! 外国貿易船等に積み込んだ状態で行う輸出申告</p> <p>通常の輸出者と異なり、特定輸出者、特定委託輸出者又は特定製造貨物輸出者が特定輸出申告、特定委託輸出申告又は特定製造貨物輸出申告をする貨物については、『本船扱い』及び『ふ中扱い』につき税関長の承認を受けることなく——『本船扱い』及び『ふ中扱い』の手續を要することなく——特定輸出申告、特定委託輸出申告又は特定製造貨物輸出申告をすることができる《関法第 67 条の 2 第 2 項、第 67 条の 3 第 1 項、関法基本通達 67 の 3-6-1 なお書》。</p>
88	① 輸出の許可の日…（省略）…に仕入書の提出を要するもの の記述を一部変更	
	① <u>輸出の許可の日の翌日から 3 日以内（行政機関の休日の日数は算入しない。）</u> に仕入書の提出を要するもの	① <u>輸出の許可の日から 3 日以内（期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、その翌日をもって当該期間の末日とする。）</u> に仕入書の提出を要するもの
89	(2) 例外（仕入書等の提出必要）の記述を一部変更	
	<p>(2) 例外（仕入書等の提出必要）</p> <p>貨物を輸出する者は、税関長に対して輸出申告をした場合において、当該輸出申告を受理した税関長が、<u>輸出の許可の判断のために必要があるとして仕入書等の提出を求めた場合</u>（具体的には、その審査区分を区分 2（書類審査扱い）又は区分 3（検査扱い）とした場合には、<u>審査区分が区分 2 又は区分 3 になった日の翌日から 3 日以内（行政機関の休日の日数は算入しない。）</u>に仕入書等を提出する必要がある《関法第 68 条、関令第 61 条第 1 項本文、NACCS を使用して行う税関関連業務の取扱通達・第 4 章—第 1 節—1—4—（1）》。</p>	<p>(2) 例外（仕入書等の提出必要）</p> <p>貨物を輸出する者は、税関長に対して輸出申告をした場合において、当該輸出申告を受理した税関長が、<u>輸出の許可の判断のために必要があるとして仕入書等の提出を求めた場合</u>（具体的には、その審査区分を区分 2（書類審査扱い）又は区分 3（検査扱い）とした場合には、<u>審査区分が区分 2 又は区分 3 になった日から 3 日以内（期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、その翌日をもって当該期間の末日とする。）</u>に仕入書等を提出する必要がある《関法第 68 条、関令第 61 条第 1 項本文、NACCS を使用して行う税関関連業務の取扱通達・第 4 章—第 1 節—1—4—（1）》。</p>

頁	新	旧
91	(2) 輸出申告等時の添付書類等の提出 (取扱い通達 15—1) の⑤、⑥の記述を一部削除、変更	
	<p>⑤ (省略) <u>(削除)</u></p> <p>⑥ 次に掲げる輸出申告等であって原本を提出又は提示する必要があるものについては、<u>輸出の許可の日の翌日から 3 日以内 (行政機関の休日の日数は算入しない。)</u>に、当該原本に輸出申告番号を付記して提出又は提示することが求められる (省略)</p>	<p>⑤ (省略) なお、<u>航空貨物について審査区分が書類審査扱い (区分 2) 又は検査扱い (区分 3) となった輸出申告等に係る添付書類等を書面により提出する場合は、輸出申告控を提出することが求められる。</u></p> <p>⑥ 次に掲げる輸出申告等であって原本を提出又は提示する必要があるものについては、<u>輸出の許可の日から 3 日以内 (期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、その翌日をもって当該期間の末日とする。)</u>に、当該原本に輸出申告番号を付記して提出又は提示することが求められる (省略)</p>
106	【知的財産侵害物品に係る認定手続】の図を一部修正	
	<p>(省略)</p>  <p>(省略)</p>	<p>(省略)</p>  <p>(省略)</p>

頁	新	旧
122	(参考) 外国貿易船等に積み込んだ状態で行う輸出申告の参照条文を一部変更	
	<p>(参考) 外国貿易船等に積み込んだ状態で行う輸出申告</p> <p>特定輸出者等《下記「[1] 輸出申告の特例により輸出申告ができる者」参照》は、その輸出申告をする貨物について、『本船扱い』及び『ふ中扱い』につき税関長の承認を受けることなく、輸出申告をすることができる《関法第 67 条の 2 第 2 項、第 67 条の 3 第 1 項、<u>関法基本通達 67 の 2-1</u> なお書》。</p>	<p>(参考) 外国貿易船等に積み込んだ状態で行う輸出申告</p> <p>特定輸出者等《下記「[1] 輸出申告の特例により輸出申告ができる者」参照》は、その輸出申告をする貨物について、『本船扱い』及び『ふ中扱い』につき税関長の承認を受けることなく、輸出申告をすることができる《関法第 67 条の 2 第 2 項、第 67 条の 3 第 1 項、<u>関法基本通達 67 の 3-6-1</u> なお書》。</p>
123	【輸出申告の特例のメリット】の参照条文を一部変更	
	<p style="text-align: center;">【輸出申告の特例のメリット】</p> <p style="text-align: center;">特定輸出者、特定委託輸出者又は特定製造貨物輸出者に与えられるベネフィット</p> <p>1. 輸出申告の特例により、特定輸出者、特定委託輸出者又は特定製造貨物輸出者(以下「特定輸出者等」という。)は、輸出しようとする貨物を輸出の許可を受けるために保税地域に搬入することなく、輸出申告をして、輸出の許可を受けることができる。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>③ 『本船扱い』及び『ふ中扱い』につき税関長の承認の不要 特定輸出申告等をする貨物については、『本船扱い』及び『ふ中扱い』につき税関長の承認を受けることなく、特定輸出申告等を行うことができる《関法第 67 条の 3 第 1 項、<u>関法基本通達 67 の 2-1</u> なお書》。</p>	<p style="text-align: center;">【輸出申告の特例のメリット】</p> <p style="text-align: center;">特定輸出者、特定委託輸出者又は特定製造貨物輸出者に与えられるベネフィット</p> <p>1. 輸出申告の特例により、特定輸出者、特定委託輸出者又は特定製造貨物輸出者(以下「特定輸出者等」という。)は、輸出しようとする貨物を輸出の許可を受けるために保税地域に搬入することなく、輸出申告をして、輸出の許可を受けることができる。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>③ 『本船扱い』及び『ふ中扱い』につき税関長の承認の不要 特定輸出申告等をする貨物については、『本船扱い』及び『ふ中扱い』につき税関長の承認を受けることなく、特定輸出申告等を行うことができる《関法第 67 条の 3 第 1 項、<u>関法基本通達 67 の 3-6-1</u> なお書》。</p>
126	《特定輸出申告の方法》の参照条文を一部変更	
	<p>《特定輸出申告の方法》</p> <p>特定輸出者は、特定輸出申告をするたびごとに、「関税法第 67 条の 3 第 3 項（輸出申告の特例）に規定する特定輸出申告を行う旨」を電子情報処理組織（NACCS）を使用して、「特定輸出申告事項登録」業務及び「特定輸出申告」業務により登録しなければならない《関法第 67 条の 3 第 3 項、<u>関令第 59 条の 7 第 1 項、関法基本通達 67 の 3-1-4</u>》。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	<p>《特定輸出申告の方法》</p> <p>特定輸出者は、特定輸出申告をするたびごとに、「関税法第 67 条の 3 第 3 項（輸出申告の特例）に規定する特定輸出申告を行う旨」を電子情報処理組織（NACCS）を使用して、「特定輸出申告事項登録」業務及び「特定輸出申告」業務により登録しなければならない《関法第 67 条の 3 第 3 項、<u>関令第 59 条の 7 第 1 項、関法基本通達 67 の 3-1-1</u>》。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>

頁	新	旧
138	【特定輸出申告等をする事ができない貨物】 の参照条文を一部変更	
	<p>【特定輸出申告等をする事ができない貨物】 特定輸出者等であっても、次の貨物については、一般の輸出者と同じように、輸出の許可を受けるため当該貨物を搬入する保稅地域等を所轄する税関長に対して、輸出申告をして審査を受け、輸出の許可を受けるために当該輸出申告に係る貨物を保稅地域等に搬入し、当該輸出申告に係る貨物について必要な検査を経て、輸出の許可を受けなければならない。(当該貨物を保稅地域等に搬入する前に輸出申告をするか、保稅地域等に搬入してから輸出申告をするかは、特定輸出者等の任意である。)《関法第 67 条の 3 第 1 項、関法基本通達 67 の <u>3-1-3</u>、67 の 3-2-5、67 の 3-3-4》。 (省略)</p>	<p>【特定輸出申告等をする事ができない貨物】 特定輸出者等であっても、次の貨物については、一般の輸出者と同じように、輸出の許可を受けるため当該貨物を搬入する保稅地域等を所轄する税関長に対して、輸出申告をして審査を受け、輸出の許可を受けるために当該輸出申告に係る貨物を保稅地域等に搬入し、当該輸出申告に係る貨物について必要な検査を経て、輸出の許可を受けなければならない。(当該貨物を保稅地域等に搬入する前に輸出申告をするか、保稅地域等に搬入してから輸出申告をするかは、特定輸出者等の任意である。)《関法第 67 条の 3 第 1 項、関法基本通達 67 の <u>3-1-6</u>、67 の 3-2-5、67 の 3-3-4》。 (省略)</p>
139	Check! 外国貿易船等に積み込んだ状態で行う特定輸出申告等の参照条文を一部変更	
	<p>Check! 外国貿易船等に積み込んだ状態で行う特定輸出申告等</p> <p>外国貿易船（外国貿易船に準ずるはしけを含む。）に積み込んだ状態で輸出申告をすることが必要な貨物を輸出しようとする特定輸出者等は、当該特定輸出申告等をする貨物について『本船扱い』及び『ふ中扱い』につき税関長の承認を受けることなく――『本船扱い』及び『ふ中扱い』の手続を要することなく――特定輸出申告等を行うことができる《関法第 67 条の 3 第 1 項、関法基本通達 67 の <u>2-1</u> なお書》。</p>	<p>Check! 外国貿易船等に積み込んだ状態で行う特定輸出申告等</p> <p>外国貿易船（外国貿易船に準ずるはしけを含む。）に積み込んだ状態で輸出申告をすることが必要な貨物を輸出しようとする特定輸出者等は、当該特定輸出申告等をする貨物について『本船扱い』及び『ふ中扱い』につき税関長の承認を受けることなく――『本船扱い』及び『ふ中扱い』の手続を要することなく――特定輸出申告等を行うことができる《関法第 67 条の 3 第 1 項、関法基本通達 67 の <u>3-6-1</u> なお書》。</p>
139	1. 特定輸出申告の方法	
	<p>1. 特定輸出申告の方法 (省略)</p> <p>この場合において、申告書の「輸出の許可を受けるために入れる保稅地域等の名称及び所在地」欄には、「貨物が置かれている場所」を記載しなければならない《関法第 67 条の 3 第 1 項、関令第 59 条の 7 第 1 項、第 4 項、関法基本通達 67 の <u>3-1-4</u>》。 (省略)</p>	<p>1. 特定輸出申告の方法 (省略)</p> <p>この場合において、申告書の「輸出の許可を受けるために入れる保稅地域等の名称及び所在地」欄には、「貨物が置かれている場所」を記載しなければならない《関法第 67 条の 3 第 1 項、関令第 59 条の 7 第 1 項、第 4 項、関法基本通達 67 の <u>3-1-1</u>》。 (省略)</p>

頁	新	旧
142	1. 特定輸出申告をした貨物の輸出の許可の参照条文を一部変更	
	<p>1. 特定輸出申告をした貨物の輸出の許可</p> <p>税関長は、特定輸出申告された貨物に係る輸出申告書の審査及びその申告に係る貨物についての必要な検査（関税法第 70 条第 1 項の証明に係る審査及び証明又は同条第 2 項の規定による確認を含む。）が終了し、当該特定輸出申告が適法に行われていることが確認された場合には、輸出の許可を行う《関法基本通達 67 の <u>3-1-7</u>》。</p>	<p>1. 特定輸出申告をした貨物の輸出の許可</p> <p>税関長は、特定輸出申告された貨物に係る輸出申告書の審査及びその申告に係る貨物についての必要な検査（関税法第 70 条第 1 項の証明に係る審査及び証明又は同条第 2 項の規定による確認を含む。）が終了し、当該特定輸出申告が適法に行われていることが確認された場合には、輸出の許可を行う《関法基本通達 67 の <u>3-1-4</u>》。</p>
143	2. 特例輸出貨物の指定保税地域等相互間の運送に伴う書類の保存の参照条文を一部変更	
	<p>2. 特例輸出貨物の指定保税地域等相互間の運送に伴う書類の保存</p> <p>特例輸出貨物の運送が指定保税地域等（関税法第 29 条に規定する指定保税地域、保税地域、保税蔵置場、保税展示場及び総合保税地域をいう。以下この項において同じ。）相互間において行われる場合には、特定輸出者等及び特定輸出者等から特例輸出貨物の運送を委託された委託運送者は、次に掲げる書類を保存しなければならない《関法基本通達 67 の <u>3-1-9</u>》。 (省略)</p>	<p>2. 特例輸出貨物の指定保税地域等相互間の運送に伴う書類の保存</p> <p>特例輸出貨物の運送が指定保税地域等（関税法第 29 条に規定する指定保税地域、保税地域、保税蔵置場、保税展示場及び総合保税地域をいう。以下この項において同じ。）相互間において行われる場合には、特定輸出者等及び特定輸出者等から特例輸出貨物の運送を委託された委託運送者は、次に掲げる書類を保存しなければならない《関法基本通達 67 の <u>3-1-7</u>》。 (省略)</p>
144 145	1. 特定輸出者等による輸出の許可前における輸出の取り止め（申告の撤回）の記述と参照条文を一部変更	
	<p>1. 特定輸出者等による輸出の許可前における輸出の取り止め（申告の撤回）</p> <p>特定輸出者等は、特定輸出申告等をした後輸出の許可を受ける前に輸出を取り止める場合には、<u>当該輸出申告を行った税関官署に『輸出申告撤回申出書』</u>を提出して輸出申告の撤回を行うことができる《関法基本通達 67-1-10、<u>関法基本通達 67 の 3-1-1 (3)</u>》。なお、税関においては、『輸出申告撤回申出書』の提出があった場合において、必要があると認めるときは、当該輸出申告の撤回を認める前に検査を行うことができる。</p>	<p>1. 特定輸出者等による輸出の許可前における輸出の取り止め（申告の撤回）</p> <p>特定輸出者等は、特定輸出申告等をした後輸出の許可を受ける前に輸出を取り止める場合には、<u>税関に『輸出申告撤回申出書』</u>を提出して輸出申告の撤回を行うことができる《関法基本通達 67-1-10》。なお、税関においては、『輸出申告撤回申出書』の提出があった場合において、必要があると認めるときは、当該輸出申告の撤回を認める前に検査を行うことができる。</p>

頁	新	旧
145	【税関長により輸出の許可の取消しが行われる場合の例《関法基本通達 67 の 4—2》】の内容を一部追加	
	<p>1. 特定輸出申告をした貨物の輸出の許可</p> <p>i 特定輸出申告書等に記載された品名と特例輸出貨物が相違することが判明した場合</p> <p>ii 特定輸出申告等ができない貨物について当該申告を行い、輸出の許可を受けていたことが判明した場合</p> <p><u>iii 関税法施行令第 92 条第 4 項に規定する郵便物以外の貨物に係る特定輸出申告、特定委託輸出申告及び特定製造貨物輸出申告が同項の規定に基づき財務大臣が指定した税関官署の長に対して行われ、輸出の許可を受けていたことが判明した場合</u></p> <p><u>iv 事故その他の事情により、特例輸出貨物が特定輸出申告書に記載された品名と異なることとなった場合</u></p> <p><u>v 特定輸出申告書に記載された外国貿易船等への積込予定日を経過しても積込みがされない場合であって、その後においても当該積込みが予定されていない場合</u></p>	<p>1. 特定輸出申告をした貨物の輸出の許可</p> <p>i 特定輸出申告書等に記載された品名と特例輸出貨物が相違することが判明した場合</p> <p>ii 特定輸出申告等ができない貨物について当該申告を行い、輸出の許可を受けていたことが判明した場合</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>iii 事故その他の事情により、特例輸出貨物が特定輸出申告書に記載された品名と異なることとなった場合</u></p> <p><u>iv 特定輸出申告書に記載された外国貿易船等への積込予定日を経過しても積込みがされない場合であって、その後においても当該積込みが予定されていない場合</u></p>

頁	新	旧
146 147	<p>[15] 輸出の許可後における許可内容の変更等の参照条文を一部変更</p>	
	<p>(省略)</p> <p>1. 船名等変更</p> <p>特定輸出者が行った特定輸出申告の許可後において貨物の積載予定船舶又は搭載予定機（以下「予定船舶等」という。）を変更しようとする場合の手続については、税関においては、特定輸出者からの申出がある場合を除き省略して差し支えないこととされている。これにより、特定輸出者からの申出により船名変更の手続を行う場合には、関税法基本通達67-1-11（船名変更の取扱い）の規定が準用される《<u>関法基本通達67の3-1-11</u>》。</p> <p>2. 積込港変更</p> <p>特定輸出者が行った特定輸出申告の許可後に貨物の積込港を変更しようとする場合における積込港変更の手続については、関税法基本通達67-1-12（積込港変更の取扱い）の規定が準用される《<u>関法基本通達67 の3-1-12</u>》。</p> <p>3. 数量変更</p> <p>特定輸出者が行った特定輸出申告の許可後において一部が積載予定船舶に積み込まれないことになった場合又は輸出の許可を受けて積載予定船舶に積み込まれた貨物の一部がその船舶の出港前、かつ、船荷証券（B/L: Bill of Lading）発行前に船卸しされた場合においては、それらの貨物に係る輸出の許可数量、価格等の変更が認められることになっており、この場合における変更の手続については、関税法基本通達67-1-13（数量変更の取扱い）の規定が準用される《<u>関法基本通達67の3-1-13</u>》。</p> <p>4. 価格変更</p> <p>特定輸出者が行った特定輸出申告の許可後に貨物の価格を変更しようとする場合における価格変更の手続については、関税法基本通達67-1-14（価格変更の取扱い）の規定が準用される《<u>関法基本通達67の3-1-14</u>》。</p>	<p>(省略)</p> <p>1. 船名等変更</p> <p>特定輸出者が行った特定輸出申告の許可後において貨物の積載予定船舶又は搭載予定機（以下「予定船舶等」という。）を変更しようとする場合の手続については、税関においては、特定輸出者からの申出がある場合を除き省略して差し支えないこととされている。これにより、特定輸出者からの申出により船名変更の手続を行う場合には、関税法基本通達67-1-11（船名変更の取扱い）の規定が準用される《<u>関法基本通達67の3-1-9</u>》。</p> <p>2. 積込港変更</p> <p>特定輸出者が行った特定輸出申告の許可後に貨物の積込港を変更しようとする場合における積込港変更の手続については、関税法基本通達67-1-12（積込港変更の取扱い）の規定が準用される《<u>関法基本通達67 の3-1-10</u>》。</p> <p>3. 数量変更</p> <p>特定輸出者が行った特定輸出申告の許可後において一部が積載予定船舶に積み込まれないことになった場合又は輸出の許可を受けて積載予定船舶に積み込まれた貨物の一部がその船舶の出港前、かつ、船荷証券（B/L: Bill of Lading）発行前に船卸しされた場合においては、それらの貨物に係る輸出の許可数量、価格等の変更が認められることになっており、この場合における変更の手続については、関税法基本通達67-1-13（数量変更の取扱い）の規定が準用される《<u>関法基本通達67の3-1-11</u>》。</p> <p>4. 価格変更</p> <p>特定輸出者が行った特定輸出申告の許可後に貨物の価格を変更しようとする場合における価格変更の手続については、関税法基本通達 67-1-14（価格変更の取扱い）の規定が準用される《<u>関法基本通達 67 の 3-1-12</u>》。</p>

頁	新	旧																		
153	輸入する貨物を保税地域等に搬入しないでする輸入申告の表内の記述を一部変更																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="background-color: #f8d7da;">例外</th> <th style="background-color: #f8d7da;">輸入する貨物を保税地域等に搬入しないでする輸入申告</th> <th style="background-color: #f8d7da;">税関の検査</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>到着即時輸入申告扱い ↓ 輸出の場合 ない扱い</td> <td>b <u>関税等の納税方式がリアルタイム口座振替方式又は直納方式若しくはマルチペイメントネットワーク (MPN) を利用する方法によるものであって納期限延長制度が適用される場合</u> (省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table>	例外	輸入する貨物を保税地域等に搬入しないでする輸入申告	税関の検査	(省略)	(省略)		到着即時輸入申告扱い ↓ 輸出の場合 ない扱い	b <u>関税等の納税方式がリアルタイム口座振替方式又は直納方式若しくはマルチペイメントネットワーク (MPN) を利用する方法によるものであって納期限延長制度が適用される場合</u> (省略)	(省略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="background-color: #f8d7da;">例外</th> <th style="background-color: #f8d7da;">輸入する貨物を保税地域等に搬入しないでする輸入申告</th> <th style="background-color: #f8d7da;">税関の検査</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>到着即時輸入申告扱い ↓ 輸出の場合 ない扱い</td> <td>b <u>関税等の納付方式が関税等納付専用口座振替方式若しくはマルチペイメントネットワーク (MPN) 利用方式であって、納期限延長制度が利用される場合</u> (省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table>	例外	輸入する貨物を保税地域等に搬入しないでする輸入申告	税関の検査	(省略)	(省略)		到着即時輸入申告扱い ↓ 輸出の場合 ない扱い	b <u>関税等の納付方式が関税等納付専用口座振替方式若しくはマルチペイメントネットワーク (MPN) 利用方式であって、納期限延長制度が利用される場合</u> (省略)	(省略)
例外	輸入する貨物を保税地域等に搬入しないでする輸入申告	税関の検査																		
(省略)	(省略)																			
到着即時輸入申告扱い ↓ 輸出の場合 ない扱い	b <u>関税等の納税方式がリアルタイム口座振替方式又は直納方式若しくはマルチペイメントネットワーク (MPN) を利用する方法によるものであって納期限延長制度が適用される場合</u> (省略)	(省略)																		
例外	輸入する貨物を保税地域等に搬入しないでする輸入申告	税関の検査																		
(省略)	(省略)																			
到着即時輸入申告扱い ↓ 輸出の場合 ない扱い	b <u>関税等の納付方式が関税等納付専用口座振替方式若しくはマルチペイメントネットワーク (MPN) 利用方式であって、納期限延長制度が利用される場合</u> (省略)	(省略)																		
163	(1) 原則 (仕入書等の提出不要) の記述を一部変更																			
	<p>(省略)</p> <p>① <u>輸入の許可の日の翌日から3 日以内 (行政機関の休日の日数は算入しない。)</u> に仕入書の提出を要するもの。</p> <p>(省略)</p> <p>b</p> <p>イ EPA 税率 (経済連携協定税率) の適用を受けようとする貨物であって、輸入申告に際して<u>締約国原産地証明書又はオーストラリア協定原産品申告書</u>の提出を要するもの</p> <p>なお、関税法施行令第 61 条第 1 項第 2 号イ (2) に規定するオーストラリア原産品であることを明らかにする書類の取扱いについては、関税法基本通達 68—5—11 の 4 (オーストラリアの原産品であることを明らかにする書類の取扱い) の規定に準じて行うこととし、原産地証明書の必要的要件及び様式の 4 の規定に準じて行うものとし、同項 (2) ハ (イ) のオーストラリア協定第 3・3 条に規定する「完全に得られる産品」の場合には輸入申告書の記事欄に「JAEPAWO」の入力を行うものとする。</p> <p>(省略)</p>	<p>(省略)</p> <p>① <u>輸入申告の日から 3 日以内 (期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、その翌日をもって当該期間の末日とする。)</u> に仕入書の提出を要するもの。</p> <p>(省略)</p> <p>b</p> <p>イ EPA 税率 (経済連携協定税率) の適用を受けようとする貨物であって、輸入申告に際して<u>締約国原産地証明書又はオーストラリア協定原産品申告書</u>の提出を要するもの</p> <p>なお、関税法施行令第 61 条第 1 項第 2 号イ (2) に規定するオーストラリア原産品であることを明らかにする書類の取扱いについては、関税法基本通達 68—5—11 の 4 (オーストラリアの原産品であることを明らかにする書類の取扱い) の規定に準じて行うこととし、原産地証明書の必要的要件及び様式の 4 の規定に準じて行うものとし、同項 (2) ハ (イ) のオーストラリア協定第 3・3 条に規定する「完全に得られる産品」の場合には輸入申告書の記事欄に「JAEPAWO」の入力を行うものとし、<u>同項 (2) ハ (ロ) の事前照会に対する文書回答書に係る登録番号の輸入申告書への入力は、輸入承認書番号欄又は記事欄</u>に行う。</p> <p>(省略)</p>																		

頁	新	旧
165	(2) 例 外 (仕入書等の提出必要) の記述を一部変更	
	<p>(2) 例 外 (仕入書等の提出必要)</p> <p>貨物を輸入する者は、税関長に対して輸入 (納税) 申告をした場合において、当該輸入 (納税) 申告を受理した税関長が、輸入の許可の判断のために必要があるとして仕入書等の提出を求めた場合 (具体的には、その審査区分を区分2 (書類審査扱い) 又は区分3 (現物検査扱い) とした場合) には、<u>輸入申告の日の翌日から3 日以内 (行政機関の休日の日数は算入しない。)</u> に仕入書等を提出する必要がある《関法第68条、関令第61 条第1 項本文、NACCS を使用して行う税関関連業務の取扱通達・第5 章―第1 節―1―4― (1)》。</p>	<p>(2) 例 外 (仕入書等の提出必要)</p> <p>貨物を輸入する者は、税関長に対して輸入 (納税) 申告をした場合において、当該輸入 (納税) 申告を受理した税関長が、輸入の許可の判断のために必要があるとして仕入書等の提出を求めた場合 (具体的には、その審査区分を区分2 (書類審査扱い) 又は区分3 (現物検査扱い) とした場合) には、<u>輸入申告の日から3 日以内 (期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、その翌日をもって当該期間の末日とする。)</u> に仕入書等を提出する必要がある《関法第68条、関令第61 条第1 項本文、NACCS を使用して行う税関関連業務の取扱通達・第5 章―第1 節―1―4― (1)》。</p>
174	③ 運送要件証明書 の記述を一部変更	
	<p>③ 運送要件証明書</p> <p>輸入する締約国原産品が、締約国から締約国以外の地域 (非原産国) を経由して本邦に向けて運送されたもの (直接運送品でないもの、すなわち非原産国経由貨物) であるときは、<u>当該貨物が便益の適用を受けることができる条件に該当するものであることを証する書類として</u>、当該貨物の課税価格の総額が20万円以下のものを除き、当該貨物について運送要件証明書 (締約国から本邦の輸入港までの通し船荷証券の写し、当該貨物について積替え、一時蔵置若しくは博覧会等への出品がされた当該非原産国の税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書又はその他税関長が適当と認める書類をいう。) を提出しなければならない《関令第61条第1 項第2 号ロ、第7 項、第8 項》。</p>	<p>③ 運送要件証明書</p> <p>輸入する締約国原産品が、締約国から締約国以外の地域 (非原産国) を経由して本邦に向けて運送されたもの (直接運送品でないもの、すなわち非原産国経由貨物) であるときは、<u>締約国から本邦の輸入港までの通し船荷証券の写しの他に</u>、当該貨物の課税価格の総額が20万円以下のものを除き、当該貨物について運送要件証明書 (締約国から本邦の輸入港までの通し船荷証券の写し、当該貨物について積替え、一時蔵置若しくは博覧会等への出品がされた当該非原産国の税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書又はその他税関長が適当と認める書類をいう。) を提出しなければならない《関令第61条第1 項第2 号ロ、第7 項、第8 項》。</p>

頁	新	旧
177	<p>3. 輸入申告等に係る添付書類等の電磁的記録による提出 —特例輸入申告においても同じ—</p> <p style="text-align: right;">の記述を一部変更</p>	
	<p>3. 輸入申告等に係る添付書類等の電磁的記録による提出 —特例輸入申告においても同じ—</p> <p>輸入申告又は輸入（引取）申告（以下「輸入申告等」という。）に係る添付書類等については、これまで書類で税関に提出することとされていたが、貿易関連手続等の迅速化のために一層のペーパーレス化を推進することとなり、平成25年10月13日から、輸出入・港湾関連情報処理システム（以下「NACCS」という。）を使用して電磁的記録等（PDF 等）により税関に提出することが可能になった《関法第68 条、関令第61 条第1 項本文、NACCS を使用して行う税関関連業務の取扱通達・第5 章—第15 節—15—1～15—13》。</p> <p><u>（注）</u> 税関においては、原本性の確認が必要な書類（原産地証明書、他法令に基づく輸入の承認書）及び通関数量等の裏落としを必要とする書類（輸入承認書、関税割当証明書等）については、電磁的記録により提出された書類により審査を行ったうえで、書面（紙）による確認が不要と判断した場合については輸出入を許可する。（この場合においては、輸入者は、後日、原産地証明書、他法令に基づく輸入の承認書及び通関数量等の裏落としを必要とする書類（輸入承認書、関税割当証明書等）の原本を輸出入を許可した税関に提出し又は提示する。）</p> <p><u>（注—2 削除）</u></p>	<p>3. 輸入申告等に係る添付書類等の電磁的記録による提出 —特例輸入申告においても同じ—</p> <p>輸入申告又は輸入（引取）申告（以下「輸入申告等」という。）に係る添付書類等については、これまで書類で税関に提出することとされていたが、貿易関連手続等の迅速化のために一層のペーパーレス化を推進することとなり、平成25年10月13日から、輸出入・港湾関連情報処理システム（以下「NACCS」という。）を使用して電磁的記録等（PDF 等）により税関に提出することが可能になった《関法第68 条、関令第61 条第1 項本文、NACCS を使用して行う税関関連業務の取扱通達・第5 章—第15 節—15—1～15—11》。</p> <p><u>（注—1）</u> 税関においては、原本性の確認が必要な書類（原産地証明書、他法令に基づく輸入の承認書）及び通関数量等の裏落としを必要とする書類（輸入承認書、関税割当証明書等）については、電磁的記録により提出された書類により審査を行ったうえで、書面（紙）による確認が不要と判断した場合については輸出入を許可する。（この場合においては、輸入者は、後日、原産地証明書、他法令に基づく輸入の承認書及び通関数量等の裏落としを必要とする書類（輸入承認書、関税割当証明書等）の原本を輸出入を許可した税関に提出し又は提示する。）</p> <p><u>（注—2）</u> <u>輸入申告した貨物の関税等の額が高額であること等により通関関係書類を会計検査院に提出する必要があるものについては、引き続き、全ての通関関係書類を書面（紙）により提出することを要し、電磁的記録による提出は認められない。</u></p>

頁	新	旧
178	(2) 輸入申告等時の添付書類等の提出 (取扱い通達15—1) の⑤のなお書を削除、⑥の記述を一部変更、⑦を削除	(2) 輸入申告等時の添付書類等の提出 (取扱い通達15—1) の⑤のなお書を削除、⑥の記述を一部変更、⑦を削除
	<p>(2) 輸入申告等時の添付書類等の提出 (取扱い通達15—1)</p> <p>(省略)</p> <p>⑤ (省略)</p> <p>(<u>削除</u>)</p> <p>⑥ 次に掲げる輸入申告等であって原本を提出又は提示する必要があるものについては、<u>輸入の許可の日の翌日から3 日以内 (行政機関の休日の日数は算入しない。)</u>に、当該原本に輸入申告番号を付記して提出又は提示することが要求される。</p> <p>(省略)</p> <p>(<u>削除</u>)</p>	<p>(2) 輸入申告等時の添付書類等の提出 (取扱い通達15—1)</p> <p>(省略)</p> <p>⑤ (省略)</p> <p>なお、<u>航空貨物について審査区分が書類審査扱い (区分2) 又は検査扱い (区分3) となった輸入申告等に係る添付書類等を書面により提出する場合には、輸入申告控を提出することが要求される。</u></p> <p>⑥ 次に掲げる輸入申告等であって原本を提出又は提示する必要があるものについては、<u>輸入の許可の日から3 日以内 (期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、その翌日をもって当該期間の末日とする。)</u>に、当該原本に輸入申告番号を付記して提出又は提示することが要求される。</p> <p>(省略)</p> <p>⑦ <u>会計検査院用として提出が必要な本通達第5章第1節1—4 (1) ロ (イ) (輸入・納税申告控の提出部数) で定める区分の輸入申告等について添付書類等を電磁的記録により提出する場合は、輸入の許可の日から3 日以内 (期間の末日が行政機関の休日に当たるとき、その日の翌日をもって当該期間の末日とする。)</u>に別途会計検査院用の輸入申告控え及び添付書類等を書面により提出することが要求される。</p>

頁	新	旧
196	<p>【知的財産侵害物品に係る認定手続】 の図を一部修正</p> <p>(省略)</p> <p>(省略)</p>	<p>(省略)</p> <p>(省略)</p>
201	<p>【関税等の納付と輸入の許可との関係】 の図内の記述を一部変更</p> <p>【関税等の納付と輸入の許可との関係】</p> <p>原則 関税等が納付された場合 → 輸入の許可</p> <p>特例 特例申告貨物が輸入される場合 → 関税等の納付なし → 輸入の許可 → 関税等の納付 関税等の納期限が延長された場合</p> <p>関税等を納付しないで輸入の許可を受けた後、次の所定の期限までに納付</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 特例申告貨物 → 輸入の許可を受けた日の属する月の翌月の末日 ② 関税等の納期限が延長された場合 <ul style="list-style-type: none"> ◎ 輸入(納税)申告の貨物 (個別延長) 輸入の許可の日の翌日から3月以内 (包括延長) 特定月の末日の翌日から3月以内 ◎ 特例申告貨物 輸入の許可を受けた日の属する月の翌月の末日の翌日から2月以内 《納期限については、後記「第5節-IV.-[3]関税の納期限の延長」参照》 	<p>【関税等の納付と輸入の許可との関係】</p> <p>原則 関税等が納付された場合 → 輸入の許可</p> <p>特例 特例申告貨物が輸入される場合 → 関税等の納付なし → 輸入の許可 → 関税等の納付 関税等の納期限が延長された場合</p> <p>関税等を納付しないで輸入の許可を受けた後、次の所定の期限までに納付</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 特例申告貨物 → 輸入の許可を受けた日の属する月の翌月の末日 ② 関税等の納期限が延長された場合 <ul style="list-style-type: none"> ◎ 輸入(納税)申告の貨物 (個別延長) 輸入の許可の日の翌日から3月以内 (包括延長) 特定月の末日の翌日から3月以内 ◎ 特例申告貨物 輸入の許可を受けた日の属する月の翌月の末日の翌日から2月以内 《納期限については、後記「第5節-IV.-[3]関税の納期限の延長」参照》

頁	新	旧
228	[13] 特例申告に際しての提出書類の記述を一部変更	
	<p>(省略)</p> <p>③ EPA 税率の適用を受けるための締約国原産地証明書、オーストラリア協定原産品申告書、オーストラリア協定原産品誓約書、<u>締約国品目証明書</u>及び運送要件証明書《関令第 4 条の 12 第 2 項第 5 号～第 7 号》</p> <p>(省略)</p>	<p>(省略)</p> <p>③ EPA 税率の適用を受けるための締約国原産地証明書、オーストラリア協定原産品申告書、オーストラリア協定原産品誓約書、<u>適用国品目証明書</u>及び運送要件証明書《関令第 4 条の 12 第 2 項第 5 号～第 7 号》</p> <p>(省略)</p>
447	5. 納期限延長に係る貨物の関税の減額（関税減額制度）(2) 減額の算定及び手続の記述を一部変更	
	<p>(2) 減額の算定及び手続</p> <p>前記 3. の戻し税の額の算定方法及び前記 4. の戻し税の手続が準用されるが、被災貨物届出書、関税減額申請書、確認書及び輸入許可書（<u>特例申告貨物</u>については、輸入許可書に代えて<u>特例申告書の提出があったことを証する書類</u>）は、関税の納付すべき期限が<u>延長された期限内</u>に、その被災貨物の<u>輸入を許可した税関長</u>に提出しなければならない《<u>定率令第 3 条の 3</u>において準用する第 3 条の 2》。</p>	<p>(2) 減額の算定及び手続</p> <p>前記 3. の戻し税の額の算定方法及び前記 4. の戻し税の手続が準用されるが、被災貨物届出書、関税減額申請書、確認書及び輸入許可書（<u>特例申告貨物</u>については、輸入許可書に代えて<u>特例申告書の提出があったことを証する書類</u>）は、関税の納付すべき期限が<u>延長された期限内</u>に、その被災貨物の<u>輸入地を所轄する税関長</u>に提出しなければならない《<u>定率令第 3 条の 3</u>》。</p>
448	6. 特例申告貨物の関税の控除（関税控除制度）(2) 控除の額及び手続の記述と参照条文を一部変更	
	<p>(2) 控除の額及び手続</p> <p>前記 3. の戻し税の額の算定方法及び前記 4. の戻し税の手続が準用されるが、被災貨物届出書、関税控除申請書、確認書及び輸入許可書は、当該特例申告貨物についての特例申告書の<u>提出期限内</u>に、その被災貨物の<u>輸入を許可した税関長</u>に提出しなければならない《<u>定率令第 3 条の 4</u>において準用する第 3 条の 2》。</p>	<p>(2) 控除の額及び手続</p> <p>前記 3. の戻し税の額の算定方法及び前記 4. の戻し税の手続が準用されるが、被災貨物届出書、関税控除申請書、確認書及び輸入許可書は、当該特例申告貨物についての特例申告書の<u>提出期限内</u>に、その被災貨物の<u>輸入地を所轄する税関長</u>に提出しなければならない《<u>定率令第 3 条の 4</u>》。</p>
462	6. 水産物の加工又は製造についての承認申請手続の記述を一部変更	
	<p>6. 水産物の加工又は製造についての承認申請手続</p> <p>水産物の加工又は製造について税関長の承認を受けようとする場合には、原則として、その加工又は製造前に、その製品の<u>輸入申告をする税関長</u>に承認申請書を提出しなければならない《<u>定率規則第 4 条、定率法基本通達 14 の 3-2 (3)</u>》。</p>	<p>6. 水産物の加工又は製造についての承認申請手続</p> <p>水産物の加工又は製造について税関長の承認を受けようとする場合には、原則として、その加工又は製造前に、その製品の<u>輸入地を所轄する税関長</u>に承認申請書を提出しなければならない《<u>定率規則第 4 条、定率法基本通達 14 の 3-2 (3)</u>》。</p>

頁	新	旧																																																																																	
487	[20] 軽減税率適用貨物に係る規制 2. 規制の対象貨物の表の記述を一部追加																																																																																		
	<p>2. 規制の対象貨物</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="background-color: #f8d7da;">定率法別表の番号</th> <th style="background-color: #f8d7da;">品名</th> <th style="background-color: #f8d7da;">用途</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1104.23-1</td> <td>その他の加工穀物（挽き割りとうもろこし）</td> <td>コーンフレーク製造用</td> </tr> <tr> <td>1702.90-4-(1)</td> <td>ハイ・テスト・モラセス</td> <td>グルタミン酸等製造用</td> </tr> <tr> <td>1703.10-1 1703.90-1</td> <td>糖みつ</td> <td>グルタミン酸等製造用</td> </tr> <tr> <td>2207.10-1-(1)</td> <td>エチルアルコール</td> <td>工業用アルコール又は酢酸エチル若しくはエチルアミンの製造の用に供するもの</td> </tr> <tr> <td>2207.10-1-(2)-A 2207.10-2-(1)</td> <td>エチルアルコール</td> <td>アルコール飲料の原料アルコール製造用</td> </tr> <tr> <td>2208.90-1-(2)-A-(a) 2208.90-1-(2)-B-(a)</td> <td>エチルアルコール及び蒸留酒</td> <td>アルコール飲料の原料アルコール製造用</td> </tr> <tr> <td>2309.90-2-(1)-A</td> <td>飼料用調製品</td> <td>ホワイティール用子牛の育成用</td> </tr> <tr> <td>2710.19-1-(3)-A-(a) 2710.19-1-(3)-B-(a) <u>2710.20-1-(4)-A-(a)</u> <u>2710.20-1-(4)-B-(a)</u></td> <td>重油及び粗油</td> <td>製油用</td> </tr> <tr> <td><u>2710.19-1-(3)-A-(b)</u> <u>2710.20-1-(4)-A-(b)</u></td> <td><u>重油及び粗油</u></td> <td><u>農林漁業用</u></td> </tr> <tr> <td>7504.00-1</td> <td>ニッケルの粉及びフレーク</td> <td>アルカリ蓄電池等製造用</td> </tr> <tr> <td>7506.10-1</td> <td><u>ニッケルの板、シート、ストリップ及びはく</u></td> <td>アルカリ蓄電池等製造用</td> </tr> <tr> <td>7606.12-1 7606.92-1</td> <td>アルミニウムの板、シート及びストリップ</td> <td>大型コンテナの屋根版製造用</td> </tr> <tr> <td>7801.91-1 7801.99-2-(1)</td> <td>鉛の塊</td> <td>電解精製用</td> </tr> </tbody> </table>	定率法別表の番号	品名	用途	1104.23-1	その他の加工穀物（挽き割りとうもろこし）	コーンフレーク製造用	1702.90-4-(1)	ハイ・テスト・モラセス	グルタミン酸等製造用	1703.10-1 1703.90-1	糖みつ	グルタミン酸等製造用	2207.10-1-(1)	エチルアルコール	工業用アルコール又は酢酸エチル若しくはエチルアミンの製造の用に供するもの	2207.10-1-(2)-A 2207.10-2-(1)	エチルアルコール	アルコール飲料の原料アルコール製造用	2208.90-1-(2)-A-(a) 2208.90-1-(2)-B-(a)	エチルアルコール及び蒸留酒	アルコール飲料の原料アルコール製造用	2309.90-2-(1)-A	飼料用調製品	ホワイティール用子牛の育成用	2710.19-1-(3)-A-(a) 2710.19-1-(3)-B-(a) <u>2710.20-1-(4)-A-(a)</u> <u>2710.20-1-(4)-B-(a)</u>	重油及び粗油	製油用	<u>2710.19-1-(3)-A-(b)</u> <u>2710.20-1-(4)-A-(b)</u>	<u>重油及び粗油</u>	<u>農林漁業用</u>	7504.00-1	ニッケルの粉及びフレーク	アルカリ蓄電池等製造用	7506.10-1	<u>ニッケルの板、シート、ストリップ及びはく</u>	アルカリ蓄電池等製造用	7606.12-1 7606.92-1	アルミニウムの板、シート及びストリップ	大型コンテナの屋根版製造用	7801.91-1 7801.99-2-(1)	鉛の塊	電解精製用	<p>2. 規制の対象貨物</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="background-color: #f8d7da;">定率法別表の番号</th> <th style="background-color: #f8d7da;">品名</th> <th style="background-color: #f8d7da;">用途</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1104.23-1</td> <td>その他の加工穀物（挽き割りとうもろこし）</td> <td>コーンフレーク製造用</td> </tr> <tr> <td>1702.90-4-(1)</td> <td>ハイ・テスト・モラセス</td> <td>グルタミン酸等製造用</td> </tr> <tr> <td>1703.10-1 1703.90-1</td> <td>糖みつ</td> <td>グルタミン酸等製造用</td> </tr> <tr> <td>2207.10-1-(1)</td> <td>エチルアルコール</td> <td>工業用アルコール又は酢酸エチル若しくはエチルアミンの製造の用に供するもの</td> </tr> <tr> <td>2207.10-1-(2)-A 2207.10-2-(1)</td> <td>エチルアルコール</td> <td>アルコール飲料の原料アルコール製造用</td> </tr> <tr> <td>2208.90-1-(2)-A-(a) 2208.90-1-(2)-B-(a)</td> <td>エチルアルコール及び蒸留酒</td> <td>アルコール飲料の原料アルコール製造用</td> </tr> <tr> <td>2309.90-2-(1)-A</td> <td>飼料用調製品</td> <td>ホワイティール用子牛の育成用</td> </tr> <tr> <td>2710.19-1-(3)-A-(a) 2710.19-1-(3)-B-(a)</td> <td>重油及び粗油</td> <td>製油用</td> </tr> <tr> <td>7504.00-1</td> <td>ニッケルの粉及びフレーク</td> <td>アルカリ蓄電池等製造用</td> </tr> <tr> <td>7506.10-1</td> <td><u>ニッケルの板等</u></td> <td>アルカリ蓄電池等製造用</td> </tr> <tr> <td>7606.12-1 7606.92-1</td> <td>アルミニウムの板、シート及びストリップ</td> <td>大型コンテナの屋根版製造用</td> </tr> <tr> <td>7801.91-1 7801.99-2-(1)</td> <td>鉛の塊</td> <td>電解精製用</td> </tr> </tbody> </table>	定率法別表の番号	品名	用途	1104.23-1	その他の加工穀物（挽き割りとうもろこし）	コーンフレーク製造用	1702.90-4-(1)	ハイ・テスト・モラセス	グルタミン酸等製造用	1703.10-1 1703.90-1	糖みつ	グルタミン酸等製造用	2207.10-1-(1)	エチルアルコール	工業用アルコール又は酢酸エチル若しくはエチルアミンの製造の用に供するもの	2207.10-1-(2)-A 2207.10-2-(1)	エチルアルコール	アルコール飲料の原料アルコール製造用	2208.90-1-(2)-A-(a) 2208.90-1-(2)-B-(a)	エチルアルコール及び蒸留酒	アルコール飲料の原料アルコール製造用	2309.90-2-(1)-A	飼料用調製品	ホワイティール用子牛の育成用	2710.19-1-(3)-A-(a) 2710.19-1-(3)-B-(a)	重油及び粗油	製油用	7504.00-1	ニッケルの粉及びフレーク	アルカリ蓄電池等製造用	7506.10-1	<u>ニッケルの板等</u>	アルカリ蓄電池等製造用	7606.12-1 7606.92-1	アルミニウムの板、シート及びストリップ	大型コンテナの屋根版製造用	7801.91-1 7801.99-2-(1)	鉛の塊	電解精製用
定率法別表の番号	品名	用途																																																																																	
1104.23-1	その他の加工穀物（挽き割りとうもろこし）	コーンフレーク製造用																																																																																	
1702.90-4-(1)	ハイ・テスト・モラセス	グルタミン酸等製造用																																																																																	
1703.10-1 1703.90-1	糖みつ	グルタミン酸等製造用																																																																																	
2207.10-1-(1)	エチルアルコール	工業用アルコール又は酢酸エチル若しくはエチルアミンの製造の用に供するもの																																																																																	
2207.10-1-(2)-A 2207.10-2-(1)	エチルアルコール	アルコール飲料の原料アルコール製造用																																																																																	
2208.90-1-(2)-A-(a) 2208.90-1-(2)-B-(a)	エチルアルコール及び蒸留酒	アルコール飲料の原料アルコール製造用																																																																																	
2309.90-2-(1)-A	飼料用調製品	ホワイティール用子牛の育成用																																																																																	
2710.19-1-(3)-A-(a) 2710.19-1-(3)-B-(a) <u>2710.20-1-(4)-A-(a)</u> <u>2710.20-1-(4)-B-(a)</u>	重油及び粗油	製油用																																																																																	
<u>2710.19-1-(3)-A-(b)</u> <u>2710.20-1-(4)-A-(b)</u>	<u>重油及び粗油</u>	<u>農林漁業用</u>																																																																																	
7504.00-1	ニッケルの粉及びフレーク	アルカリ蓄電池等製造用																																																																																	
7506.10-1	<u>ニッケルの板、シート、ストリップ及びはく</u>	アルカリ蓄電池等製造用																																																																																	
7606.12-1 7606.92-1	アルミニウムの板、シート及びストリップ	大型コンテナの屋根版製造用																																																																																	
7801.91-1 7801.99-2-(1)	鉛の塊	電解精製用																																																																																	
定率法別表の番号	品名	用途																																																																																	
1104.23-1	その他の加工穀物（挽き割りとうもろこし）	コーンフレーク製造用																																																																																	
1702.90-4-(1)	ハイ・テスト・モラセス	グルタミン酸等製造用																																																																																	
1703.10-1 1703.90-1	糖みつ	グルタミン酸等製造用																																																																																	
2207.10-1-(1)	エチルアルコール	工業用アルコール又は酢酸エチル若しくはエチルアミンの製造の用に供するもの																																																																																	
2207.10-1-(2)-A 2207.10-2-(1)	エチルアルコール	アルコール飲料の原料アルコール製造用																																																																																	
2208.90-1-(2)-A-(a) 2208.90-1-(2)-B-(a)	エチルアルコール及び蒸留酒	アルコール飲料の原料アルコール製造用																																																																																	
2309.90-2-(1)-A	飼料用調製品	ホワイティール用子牛の育成用																																																																																	
2710.19-1-(3)-A-(a) 2710.19-1-(3)-B-(a)	重油及び粗油	製油用																																																																																	
7504.00-1	ニッケルの粉及びフレーク	アルカリ蓄電池等製造用																																																																																	
7506.10-1	<u>ニッケルの板等</u>	アルカリ蓄電池等製造用																																																																																	
7606.12-1 7606.92-1	アルミニウムの板、シート及びストリップ	大型コンテナの屋根版製造用																																																																																	
7801.91-1 7801.99-2-(1)	鉛の塊	電解精製用																																																																																	

頁	新	旧
487 488	<p>[20] 軽減税率適用貨物に係る規制 3. 輸入手続、4. 記帳義務等、8. 軽減税率適用貨物の譲渡の記述と参照条文を一部追加</p>	
	<p>3. 輸入手続</p> <p>軽減税率の対象貨物について軽減税率の適用を受けようとする場合には、その貨物の輸入申告（特例申告貨物については、特例申告）の際に、貨物の品名、数量、価格、用途等を記載した書面（軽減税率適用明細書）を税関長に提出しなければならない。<u>なお、飼料用調整品又は農林漁業用の重油及び粗油のときは、それぞれ、その旨を記載した農林水産大臣の証明書を添付しなければならない。軽減税率の適用を受けるときの輸入申告は、当該貨物を使用する者（農林漁業用の重油及び粗油のときは、当該貨物を販売する者）の名をもって</u>しなければならない《定率令第58条》。</p> <p>4. 記帳義務等</p> <p>軽減税率の適用を受けた者（<u>農林漁業用の重油及び粗油のときは、その輸入者、販売者及び税関長の指定する者</u>）は、その貨物について所定の事項を記載した帳簿をその事業場に備えなければならない《定率令第59条》。</p> <p>なお、税関長は、必要に応じ、<u>その貨物の使用者等に対してその使用状況（農林漁業用の重油及び粗油のときは、その貨物についての業務）</u>に関する報告書の提出を求めることができる《定率令第60条》。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p>8. 軽減税率適用貨物の譲渡</p> <p>軽減税率の適用を受けた貨物（<u>農林漁業用の重油及び粗油を除く</u>）を、その輸入の許可の日から2年以内に、軽減税率の適用が受けられる同一の用途に供するため譲渡する場合には、あらかじめ、その貨物の譲渡人と譲受人が連署した届出書をその貨物が置かれている場所の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない《定率令第61条において準用する第11条の2》。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p>	<p>3. 輸入手続</p> <p>軽減税率の対象貨物について軽減税率の適用を受けようとする場合には、その貨物の輸入申告（特例申告貨物については、特例申告）の際に、貨物の品名、数量、価格、用途等を記載した書面（軽減税率適用明細書）を税関長に提出しなければならない。<u>この場合の輸入申告は、当該貨物を使用する者の名を</u>もってなければならない《定率令第58条》。</p> <p>4. 記帳義務等</p> <p>軽減税率の適用を受けた者は、その貨物について所定の事項を記載した帳簿をその事業場に備えなければならない《定率令第59条》。</p> <p>なお、税関長は、必要に応じ、その貨物の使用者に対してその使用状況に関する報告書の提出を求めることができる《定率令第60条》。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p>8. 軽減税率適用貨物の譲渡</p> <p>軽減税率の適用を受けた貨物を、その輸入の許可の日から2年以内に、軽減税率の適用が受けられる同一の用途に供するため譲渡する場合には、あらかじめ、その貨物の譲渡人と譲受人が連署した届出書をその貨物が置かれている場所の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない《定率令第61条》。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p>

頁	新	旧
540	7. 再輸入期間の延長承認申請手続の参照条文を一部変更	
	<p data-bbox="168 204 1144 384">7. 再輸入期間の延長承認申請手続 再輸入期間の延長の承認を受けようとするときは、当該原材料の輸出の許可の日から1年以内にその承認申請書を当該原材料の輸出を許可した税関長に提出しなければならない《<u>暫定令第24条において準用する定率令5条の3</u>》。</p> <p data-bbox="616 395 696 427">(省略)</p>	<p data-bbox="1176 204 2152 384">7. 再輸入期間の延長承認申請手続 再輸入期間の延長の承認を受けようとするときは、当該原材料の輸出の許可の日から1年以内にその承認申請書を当該原材料の輸出を許可した税関長に提出しなければならない《暫定令第24条》。</p> <p data-bbox="1624 395 1704 427">(省略)</p>

頁	新	旧
558	[2] 電子情報処理組織を使用して行える輸出入等関連業務の表を一部修正	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; background-color: #f2f2f2; margin: 0;">国際運送貨物に係る税関手続等〔NACCS 法第 2 条第 2 号イ、NACCS 令第 1 条第 1 項〕</p> <p>1. 別表 (NACCS 法施行令別表) に掲げる申告その他の手続に関する業務 (詳細省略) 具体的には、税関に対して行う関税法、関税定率法、関税暫定措置法その他関税に関する法令、とん税法、特別とん税法、国税通則法、消費税法、酒税法、たばこ税法、揮発油税法、石油税法、石油石炭税法、輸徴法、租税特別措置法、コンテナ特例法、通関業法、駐留米軍関係臨時特例法及び外国為替及び外国貿易法の規定する申告その他の手続に関する業務である。 (参考) 電子情報処理組織 (NACCS) を使用して行うことができない税関手続 税関に対して行う次の手続は、電子情報処理組織 (NACCS) を使用して行うことができない。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>① 再調査の請求、審査請求 ② 通関業の許可申請 等</p> <p>2. 次に掲げる教示、通知、交付又は諾否の応答に関する業務</p> <p>① 別表第 1 号に規定する教示の求めに対する教示 ② 別表第 1 号、第 2 号、第 86 号又は第 89 号に規定する申告に対する関税法第 7 条の 16 第 4 項ただし書 (更正及び決定) の規定による税額等 (関税法第 7 条の 14 第 1 号 (修正申告) に規定する税額等をいう。下記③において同じ。) を是正させるための通知 ③ 別表第 1 号、第 2 号、第 86 号又は第 89 号に規定する申告に対する関税法第 7 条の 17 (輸入の許可前に引き取られた貨物に係る税額等の通知) の規定による税額等の通知 ④ 別表第 2 号の 2 に規定する請求に対する関税法第 7 条の 15 第 2 項 (更正の請求) の規定による更正をすべき理由がない旨の通知又は別表第 86 号の 2 に規定する請求に対する国税通則法第 23 条第 4 項 (更正の請求) の規定による更正をすべき理由がない旨の通知 ⑤ 別表第 7 号に規定する出港届の提出に基づいて行われる関税法第 17 条第 1 項 (出港手続) の規定による許可の通知 ⑥ 別表第 17 号に規定する届出に基づいて行われる関税法施行令第 23 条第 2 項 (船舶等の資格の変更の届出) の規定による資格の変更を証する書類の交付 ⑦ 次の申請若しくは申請書の提出又は申告に対する諾否の応答 (貨物の通関、納税申告関係) 別表 第 3 号 第 6 号 第 39 号 第 40 号 第 42 号の 2 <u>(削除)</u> 第 45 号 第 46 号 第 50 号 <u>第 57 号の 10</u> 第 80 号 第 81 号 <u>第 82 号</u> 第 83 号 第 84 号 第 85 号 第 87 号 第 90 号 第 90 号の 2 第 91 号の 2 第 93 号 (保税関係) 別表 第 18 号 第 19 号 第 2 号 第 22 号 第 23 号 第 24 号 第 25 号 第 27 号 第 29 号 <u>第 29 号の 5</u> <u>第 29 号の 7</u> 第 30 号 第 31 号 第 32 号 第 33 号 <u>第 34 号</u> 第 35 号 第 37 号 第 38 号 第 53 号の 2 <u>第 54 号の 7</u> 第 55 号 <u>第 55 号の 7</u> 第 57 号 (外国貿易船等の出入港関係) 別表 第 11 号 第 15 号 第 16 号 第 51 号の 3 第 58 号 第 78 号 第 79 号 《関税の減免戻税関係》 別表 第 59 号 第 59 号の 2 第 60 号 第 61 号 第 61 号の 2 第 62 号 第 63 号 第 63 号の 2 第 64 号 第 71 号 <u>第 71 号の 4</u> 第 74 号 第 75 号</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; background-color: #f2f2f2; margin: 0;">国際運送貨物に係る税関手続等〔NACCS 法第 2 条第 2 号イ、NACCS 令第 1 条第 1 項〕</p> <p>1. 別表 (NACCS 法施行令別表) に掲げる申告その他の手続に関する業務 (詳細省略) 具体的には、税関に対して行う関税法、関税定率法、関税暫定措置法その他関税に関する法令、とん税法、特別とん税法、国税通則法、消費税法、酒税法、たばこ税法、揮発油税法、石油税法、石油石炭税法、輸徴法、租税特別措置法、コンテナ特例法、通関業法、駐留米軍関係臨時特例法及び外国為替及び外国貿易法の規定する申告その他の手続に関する業務である。 (参考) 電子情報処理組織 (NACCS) を使用して行うことができない税関手続 税関に対して行う次の手続は、電子情報処理組織 (NACCS) を使用して行うことができない。</p> <p>① 特例輸入者の承認申請 ② 特定輸出者の承認申請 ③ 保税蔵置場、保税工場及び保税展示場の許可申請 ④ 総合保税地域の許可申請 ⑤ 特定保税承認者の承認申請 ⑥ 特定保税運送者の承認申請 ⑦ 認定通関業者の認定申請 ⑧ 再調査の請求、審査請求 ⑨ 通関業の許可申請 等</p> <p>2. 次に掲げる教示、通知、交付又は諾否の応答に関する業務</p> <p>① 別表第 1 号に規定する教示の求めに対する教示 ② 別表第 1 号、第 2 号、第 86 号又は第 89 号に規定する申告に対する関税法第 7 条の 16 第 4 項ただし書 (更正及び決定) の規定による税額等 (関税法第 7 条の 14 第 1 号 (修正申告) に規定する税額等をいう。下記③において同じ。) を是正させるための通知 ③ 別表第 1 号、第 2 号、第 86 号又は第 89 号に規定する申告に対する関税法第 7 条の 17 (輸入の許可前に引き取られた貨物に係る税額等の通知) の規定による税額等の通知 ④ 別表第 2 号の 2 に規定する請求に対する関税法第 7 条の 15 第 2 項 (更正の請求) の規定による更正をすべき理由がない旨の通知又は別表第 86 号の 2 に規定する請求に対する国税通則法第 23 条第 4 項 (更正の請求) の規定による更正をすべき理由がない旨の通知 ⑤ 別表第 7 号に規定する出港届の提出に基づいて行われる関税法第 17 条第 1 項 (出港手続) の規定による許可の通知 ⑥ 別表第 17 号に規定する届出に基づいて行われる関税法施行令第 23 条第 2 項 (船舶等の資格の変更の届出) の規定による資格の変更を証する書類の交付 ⑦ 次の申請若しくは申請書の提出又は申告に対する諾否の応答 (貨物の通関、納税申告関係) 別表 第 3 号 第 6 号 第 39 号 第 40 号 第 42 号の 2 <u>第 43 号</u> 第 45 号 第 46 号 第 50 号 第 80 号 第 81 号 第 82 号 第 83 号 第 84 号 第 85 号 第 87 号 第 90 号 第 90 号の 2 第 91 号の 2 第 93 号 (保税関係) 別表 第 18 号 第 19 号 第 21 号 第 22 号 第 23 号 第 24 号 第 25 号 第 27 号 第 29 号 <u>第 29 号の 3</u> <u>第 29 号の 4</u> 第 30 号 第 31 号 第 32 号 第 33 号 第 35 号 第 37 号 第 38 号 第 53 号の 2 <u>第 54 号の 2</u> 第 55 号 第 55 号の 3 第 57 号 (外国貿易船等の出入港関係) 別表 第 11 号 第 15 号 第 16 号 第 51 号の 3 第 58 号 第 78 号 第 79 号 《関税の減免戻税関係》 別表 第 59 号 第 59 号の 2 第 60 号 第 61 号 第 61 号の 2 第 62 号 第 63 号 第 63 号の 2 第 64 号 第 71 号 <u>第 73 号</u> 第 74 号 第 75 号</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> </div>

頁	新	旧																																		
606	[2] 輸出の承認の表内の記述を一部追加																																			
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #f8d7da;">項 名</th> <th style="background-color: #f8d7da;">貨 物</th> <th style="background-color: #f8d7da;">地 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(省略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>35 の 3</td> <td>特定有害化学物質等</td> <td style="text-align: center;">全地域</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">35 の 4</td> <td>(1) <u>水銀に関する水俣条約第 3 条 1 (a) に規定する水銀</u></td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">全地域</td> </tr> <tr> <td>(2) <u>水銀に関する環境の汚染の防止に関する法律第 2 条第 1 項に規定する特定水銀使用製品及びこれらを部品として使用する製品</u></td> </tr> <tr> <td>36</td> <td>ワシントン条約附属書 I 又は II に掲げる動植物</td> <td style="text-align: center;">全地域</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(省略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注 1) 35 の 2 の項の全地域は南緯 60 度の線以北の公海を除く。 (注 2) 35 の 4 の項は、平成 29 年 8 月 16 日に施行する。</p>	項 名	貨 物	地 域		(省略)		35 の 3	特定有害化学物質等	全地域	35 の 4	(1) <u>水銀に関する水俣条約第 3 条 1 (a) に規定する水銀</u>	全地域	(2) <u>水銀に関する環境の汚染の防止に関する法律第 2 条第 1 項に規定する特定水銀使用製品及びこれらを部品として使用する製品</u>	36	ワシントン条約附属書 I 又は II に掲げる動植物	全地域		(省略)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #f8d7da;">項 名</th> <th style="background-color: #f8d7da;">貨 物</th> <th style="background-color: #f8d7da;">地 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(省略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>35 の 3</td> <td>特定有害化学物質等</td> <td style="text-align: center;">全地域</td> </tr> <tr> <td>36</td> <td>ワシントン条約附属書 I 又は II に掲げる動植物</td> <td style="text-align: center;">全地域</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(省略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 35 の 2 の項の全地域は南緯 60 度の線以北の公海を除く。</p>	項 名	貨 物	地 域		(省略)		35 の 3	特定有害化学物質等	全地域	36	ワシントン条約附属書 I 又は II に掲げる動植物	全地域		(省略)	
項 名	貨 物	地 域																																		
	(省略)																																			
35 の 3	特定有害化学物質等	全地域																																		
35 の 4	(1) <u>水銀に関する水俣条約第 3 条 1 (a) に規定する水銀</u>	全地域																																		
	(2) <u>水銀に関する環境の汚染の防止に関する法律第 2 条第 1 項に規定する特定水銀使用製品及びこれらを部品として使用する製品</u>																																			
36	ワシントン条約附属書 I 又は II に掲げる動植物	全地域																																		
	(省略)																																			
項 名	貨 物	地 域																																		
	(省略)																																			
35 の 3	特定有害化学物質等	全地域																																		
36	ワシントン条約附属書 I 又は II に掲げる動植物	全地域																																		
	(省略)																																			
610	2. 輸出令別表第 5 に掲げる貨物の記述を一部追加																																			
	<p>2. 輸出令別表第 5 に掲げる貨物</p> <p>同表に掲げられている貨物は次のとおりである。ただし、輸出令別表第 2 の 1 の項、35 の 3 の項 (1) 及び (6) で経済産業大臣が告示で定めるもの並びに 36 の項に掲げる貨物（ダイヤモンド原石、ロッテルダム条約附属書 III に掲げる化学物質、第一種特定化学物質及びワシントン条約該当貨物）は除外される（平成 29 年 8 月 16 日以降は、<u>35 の 4 の項の水銀、特定水銀使用製品等も除外貨物となる</u>）《輸出令第 4 条第 2 項第 2 号》。</p>	<p>2. 輸出令別表第 5 に掲げる貨物</p> <p>同表に掲げられている貨物は次のとおりである。ただし、輸出令別表第 2 の 1 の項、35 の 3 の項 (1) 及び (6) で経済産業大臣が告示で定めるもの並びに 36 の項に掲げる貨物（ダイヤモンド原石、ロッテルダム条約附属書 III に掲げる化学物質、第一種特定化学物質及びワシントン条約該当貨物）は除外される《輸出令第 4 条第 2 項第 2 号》。</p>																																		
612	4. 輸出令別表第 6 に掲げる貨物の記述を一部追加																																			
	<p>4. 輸出令別表第 6 に掲げる貨物</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>④ 船舶又は航空機の乗組員が同表第 2 の 2 に掲げる貨物を北朝鮮を仕向地として輸出しようとする場合</p> <p>⑤ <u>35 の 4 の項の水銀、特定水銀使用製品等の場合（平成 29 年 8 月 16 日以降）</u></p>	<p>4. 輸出令別表第 6 に掲げる貨物</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>④ 船舶又は航空機の乗組員が同表第 2 の 2 に掲げる貨物を北朝鮮を仕向地として輸出しようとする場合</p>																																		

頁	新	旧
620	<p>[4-1] 水銀に関する水俣条約に係る輸入の承認を受けるべき貨物の船積地域</p>	<p>その他貨物の輸入について必要な事項の公表の項目を追加</p>
	<p><u>[4-1] 水銀に関する水俣条約に係る輸入の承認を受けるべき貨物の船積地域</u> <u>その他貨物の輸入について必要な事項の公表（平成 27 年経告 159 号）</u> 輸入貿易管理令第四条第一項第二号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表（昭和四十一年通商産業省告示第百七十号）に定めるもののほか、次に掲げる貨物を輸入するときとする。</p> <p>一 <u>別表に掲げる国を除く国又は地域を船積地域とする水銀に関する水俣条約第三条 1 (a) に規定する水銀</u></p> <p>二 <u>全地域を船積地域とする水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）第二条第一項に規定する特定水銀使用製品及びこれを部品として使用する製品</u></p> <p style="text-align: center;">別表</p> <p><u>ジブチ、ガボン、ギニア、ガイアナ、レソト、マダガスカル、モナコ、ニカラグア、セーシェル、アラブ首長国連邦、アメリカ合衆国、ウルグアイ</u></p> <p>(注) 別表 この別表は、水銀に関する水俣条約の締約国であるが、平成 27 年 8 月当時のもので、施行日（平成 29 年 8 月 16 日）までに、最新の締約国を明記した公表に改正されるものと思われる。水銀で輸入承認を要するものは非締約国から輸入されるものである。</p>	<p style="text-align: center;">(新規)</p>
621	<p>【特例の適用除外貨物】 (9) の記述を一部変更</p>	<p>【特例の適用除外貨物】</p>
	<p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>(9)水銀に関する水俣条約に定める水銀、水銀による環境汚染防止法に定める特定水銀使用製品及びこれを使用する製品（水銀に関する水俣条約が日本国において効力を発生する日（平成 29 年 8 月 16 日）から施行）。</p>	<p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>(9)水銀に関する水俣条約に定める水銀、水銀による環境汚染防止法に定める特定水銀使用製品及びこれを使用する製品（現時点で未施行。水銀に関する水俣条約が日本国において効力を生ずる日から施行）。</p>

頁	新	旧
663	3. 監督処分の種類の記述を一部削除	
	<p>3. 監督処分の種類</p> <p>監督処分の種類としては、法律上、1年以内の通関業務の全部若しくは一部の停止又は許可の取消しが規定されている。</p>	<p>3. 監督処分の種類</p> <p>監督処分の種類としては、法律上、<u>戒告</u>（今後、法令違反行為をしないようにいさめること）、1年以内の通関業務の全部若しくは一部の停止又は許可の取消しの<u>三つ</u>が規定されている。</p>